

TEIC 起業推進事業 アイディア募集要項

1. 趣旨

この事業は、一般社団法人東京起業推進センター(以下「法人」という。)が、起業を目指す学生等を対象に、起業に向けたアイディア提案の機会を設け、実現の可能性があると認めたアイディアの具現化のためのプロトタイプングやマーケティングリサーチ等を委託することで、起業家精神の醸成やイノベーション人材の育成を推進することを目的としています。

2. 委託内容

提案されたアイディアのうち、前項の趣旨に沿うものについて選定し、具体的起業に係る調査研究の一環として計画の実行を委託します。

3. 委託の概要

経費は1件あたり上限30万円 年間10件程度とし、経費の使用に際しては、機器、材料費、計算機使用料、消耗品、旅費等、予め申し出た経費に全額充当するものとします。飲食費に充てることはできません。

また、実際に起業するための出資金等には使用できません。

4. 応募資格

東京理科大学に所属する学生または卒業後3年以内の起業希望者。

5. 応募に際しての留意事項

(1)申請内容については、次のような諸点が評価されます。

- ・発想の新規性、独創性
- ・計画の妥当性、実現性
- ・実施体制の妥当性
- ・将来の発展性

(2)人権の保護および法令等の遵守への対応については、申請者が適切な対策と措置を講じてください。

特に、東京理科大学等の研究室に所属している方は、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解なく流用することの無いよう十分に注意してください。

(3)申請者が学生の場合は、学業遂行に支障を来たさないよう十分に注意してください。

6. 応募方法

チャレンジ・アドバイザーとの面談後、所定の申請書(様式1)に実施計画書及び経費計画書(様式任意)を添えて、事務局に提出して下さい。

なお、提出された書類は、採否の如何を問わず申請者に返却致しません。

7. 報告義務

計画の実行を受任した場合は、以下のとおり報告してください。

(1) 計画の終了後 10 日以内若しくは当該年度の 2 月末日のいずれか早い時期に、実施報告書及び会計報告書を提出すること

(2) 上記(1)の他に、計画の終了後 1 ヶ月以内に成果報告書を提出すること

なお、計画上の準備期間が 1 年を超える場合は、適切な時期に中間報告が求められることがあります。

8. 審査方法及び結果の通知

法人の選考会議で審査のうえアイデアの採否を決定し、申請後 3 か月以内に本人宛通知します。

9. 委託の解除又は返還

申請者が次の事由に該当する場合には、アイデアの採用を取り消し、委託の解除又は委託金の返還を求めることとします。

- ① 虚偽の内容による申請を行った場合
- ② 選定された内容の計画を実施しない場合又は中止した場合
- ③ 上記 7. の報告を行わなかった場合又は虚偽の内容の報告を行った場合
- ④ その他法人の支援の趣旨に著しく違背する行為があった場合

10. その他

応募内容の知的所有権は、当該申請者に帰属しますが、成果を発表するに当たっては、法人の支援に係るものであることを明らかにするようお願いいたします。

【照会先:事務局】

〒162-8601 東京都新宿区神楽坂一丁目 3 番地 東京理科大学学務部学務課内
一般社団法人東京起業推進センター事務局

E-mail: admin@teic.tokyo

(電話による対応には応じられません)